

請 書



住宅所在地	呉市
住宅名	呉市営 住宅・アパート(公営・改良・特賃・その他) 第 号
家賃	月額 円 (ただし、呉市営住宅条例第14条第1項、第2項若しくは第5項、第32条第1項又は第34条第1項の規定により変更のあったときは、その額とする)

私(入居者)は、上記の市営住宅(以下単に「住宅」という)の賃借人 _____ から
その賃借権を承継するにあたり、次の許可条件を堅く守ります。

もし、この誓約に違反したときは、いかなる処置を受けても異議を申し立てません。

- 1 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。
- 2 呉市営住宅条例の定めるところにより、家賃が変更されても一切異議を申し立てない。
- 3 住宅及びその附帯施設(以下「住宅等」という。)の使用には最善の注意を払い、その他住宅等の管理上の指示を遵守しなければならない。
- 4 住宅に引き続き15日以上居住しないときは、市営住宅使用休止届を休止の5日前までに提出しなければならない。
- 5 住宅を汚し、若しくは損傷する屋内作業を営み、又は犬、猫、鳥及び爬虫類等の動物を飼う等他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 6 事前の承認を得ないで、入居の際に同居した親族以外の者を入居させてはならない。
- 7 住宅を明け渡す際は、その5日前までに市営住宅明渡届を提出しなければならない。
また、自己の責任と費用負担において、畳の表替え並びにふすま及び障子の張り替えをし、自らが設置した浴槽及びガス給湯設備を撤去する等原状回復をした上で、住宅を返還しなければならない。
なお、市営住宅明渡届を提出後、呉市が指定した期日以降に当該住宅及び敷地内に残置している動産等については、所有権を含む全ての権利を放棄したものとみなし、呉市が自由に処分することに異議を申し立てない。
- 8 賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、敷金をその債務の弁済に充てることを請求できない。
- 9 住宅を明け渡す際に、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償債務があるときは、敷金(8で敷金を債務の弁済に充当した場合は、その債務を控除した後の残額)のうちからこれを充当するものとする。
- 10 呉市営住宅条例の規定に違反し、入居の許可を取り消されたときは、直ちに住宅を原状に回復し、明け渡さなければならない。その際、住宅及び敷地内に残置している動産等については、所有権を含む全ての権利を放棄したものとみなし、呉市が自由に処分することに異議を申し立てない。
- 11 前各号のほか、公営住宅法、同法施行令、呉市営住宅条例、同条例施行規則及び関係法令並びにこれらに基づく指示を遵守しなければならない。

呉市長 殿

年 月 日

入居者	ふりがな	
	氏名	印